

事務センターだより

第109号
H25.6.3
亀山市学校事務センター
リーダーグループ



色とりどりの紫陽花が曇り空に映える頃となりました。梅雨入りを迎え、天気も不安定になりますが、健康に気をつけてのりきりましょう。

通勤・住居・扶養手当について

通勤・住居・扶養の三手当は、自己申告・自己責任・自己管理です。(4月の職員会議で配布済み)すべてあなたの届出により認定され、支給されます。

認定を受けている三手当について変更等がある場合は、速やかに届けましょう。届出が遅れたり届出を怠ったりすると、過去に遡って一括返納しなければならなかったり、届出以降しか支給されなかったりします。

事務職員が、あなたのことを全てわかってはいません。結婚・転居・扶養親族の就職等何か事情が変わった時は、事務職員に連絡をしてください。手当関係以外にも提出書類があります。

事務センターでは、毎年7月に三手当の事後確認を実施して、手当が正しく支給されているか、証拠書類を提出してもらい確認をしています。(詳しくは7月にお知らせします。)



注意 事後確認時に証拠書類が必要となりますので、6月末に支払いが終わっている7月分の家賃の領収書等をなくさないようにしてください。

修学旅行・宿泊研修等の会計報告書について(お願い)

修学旅行・宿泊研修・遠足・社会見学等引率業務が終了したら、旅費の精算と同時に会計報告の作成をお願いします。就学援助費・特別支援学級就学奨励費の支給に必要です。

学期末に作成していただいているのでは、行事のあった学期中に支払ってもらえません。(例えば、1学期の修学旅行の費用が2学期末の支払いになってしまいます。)

旅行業者から請求書が届いたら 旅費の引率明細作成と同時に会計報告の作成をお願いします。複雑なケースでは、日にちがたつにつれ記憶が薄れるのか職員の旅費請求額と児童・生徒の負担額が合わない場合が見受けられます。

お忙しいとは思いますが、よろしくお願いします。



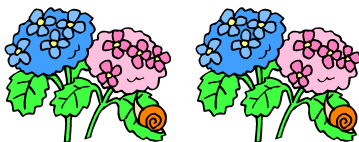
消耗品の購入について

授業や行事に支障がないように準備したいと思っていますが、何でもどこでもいくらでも購入できるわけではありません。また、毎日少しずつ足りないものを注文していくというわけにもいきません。皆さんの協力が必要です。早めに必要なものを確認し、在庫がない場合はすみやかにお知らせください。

業者に電話し、「すぐに持ってきて！」ということはくれぐれもないように！また節約にもご協力を！！

人間ドックの受診日は決定しましたか？

該当者の方には、既受診券が配布されたと思います。受診日の予約が必要な病院に決定した方は、自分自身のためにも早めに予約をしましょう。



6月期末勤勉手当の支給日は6月28日です

